



グランプリは賞金 5 万円!  
 フォトコンテスト絶賛募集中!  
 急げ! 6 月 30 日(火)まで

※詳しくは、市 HP や公共施設などに  
 設置の応募チラシをご覧ください。



「花さかり」 田上 弘文 / 作 (2014 フォトコン ミヤマキリシマ賞)

## ミヤマキリシマ

九州の火山性の高山に自生するミヤマキリシマ。阿蘇市では仙酔峡や阿蘇山上一帯で鮮やかな紅紫色の花が咲きます。

見頃：(仙酔峡) 5 月上旬～中旬  
 (山上一帯) 5 月下旬～6 月上旬

# 阿蘇の花ごよみ

阿蘇が咲ク、笑顔咲ク。

春の恒例行事として行われる「阿蘇の花ごよみ」が

ことしもいよいよ始まりました。

阿蘇市の市木である「ミヤマキリシマ」をはじめ

九州で咲くのは珍しいとされる

波野高原自生地の「スズラン」など

阿蘇ならではの花が楽しめます。

この機会に百花繚乱の阿蘇を

楽しみませんか?



「陽をあびて」 福永 亮二 / 作 (2014 フォトコン すずらん賞)

## スズラン

花の形を鈴に見たてて名付けられた小さくて可愛いスズラン。自生地には 5 万本のスズランが甘い香りを漂わせます。

見頃：5 月中旬～下旬

ところ：波野高原スズラン自生地

## バラ

日本最大級のバラドーム温室に350種3,000株の世界中のバラが咲き誇ります。期間中は「春のバラ祭り」としてバラのオークションやナイトローズガーデンなどの催しが行われます。

見頃：4月下旬～6月上旬

バラ祭り：5月1日(金)～6月14日(日)

ところ：はな阿蘇美 (小里)

問い合わせ：☎ 24-6262



「バラ便り」木下 保之ノ作 (2014 フォトコン バラ賞)



「ラピュタの下に」重松 昭則ノ作 (2014 フォトコン審査員特別賞)

## つつじ

地域の方々が管理する長寿ヶ丘公苑に1万株のつつじが山肌にビッシリ。阿蘇五岳が一望できるビュースポットとしても楽しめます。

見頃：4月下旬～5月上旬

ところ：長寿ヶ丘公苑 (狩尾)

## 同時開催

### ◆阿蘇まるごとみてはいよらりー

阿蘇地域を周遊するスタンプラリーで商品をゲット!  
●とき 5月24日(日)まで  
●ところ 市内主要施設  
阿蘇市商工会青年部  
☎ 32・0200

### ◆ふれあい動物ランドと大ビンゴ大会

出張動物園のほか、露店やゲームなど盛りだくさん。入場は無料です。  
●とき 5月24日(日)  
午前10時～午後3時  
●ところ 一の宮門前町商店街  
阿蘇市商工会青年部  
☎ 32・0200

### ◆野点 裏千家流坂梨社中

●とき 5月17日(日)  
午前10時～正午  
●ところ 阿蘇神社楼門  
阿蘇市役所観光課 ☎ 22・3174

### ◆阿蘇山上ミヤマキリシマ&阿蘇は元気ですキャンペーン

お得なクーポンで阿蘇山上を満喫。ガラポンで豪華賞品の当たるスタンプラリーも開催!  
●とき 5月9日(土)～31日(日)  
●ところ 阿蘇山上  
阿蘇千里グリーンパーク  
☎ 34・0303

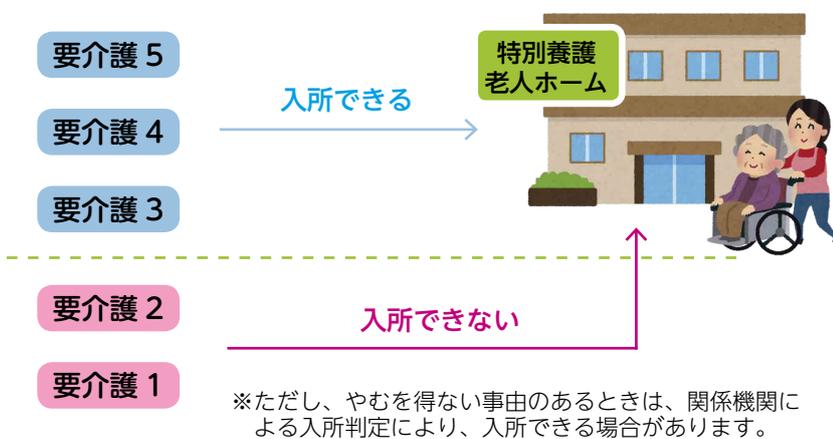
# 平成 27 年 4 月改正 介護保険制度が変わる！

## 必ずチェック、4つの変更点！

(お問い合わせ)  
ほけん課 介護保険係  
☎ 22-3145

今回の改正は、サービスの重点化・効率化と費用負担の公平化を主な柱とした制度改正となります。今年度から大きく変わる4つの変更点についてお知らせします。

※入所できるのは原則として要介護3以上の人です



現在、特別養護老人ホームの入所を希望しているにもかかわらず、満室などで入所できず在宅生活を送る重度の要介護状態の方がおられます。そのような方が優先して入所できるよう、これからは原則として、要介護度3以上の方に限定されます。

特別養護老人ホームの新規入所対象が変わります

平成 27 年  
4 月から

平成 27 年 7 月までの負担割合



※自己負担が2割となるのは、合計所得金額が年間160万円以上で年金収入などその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人です。

介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、保険料上昇をできる限り抑えるために、所得が一定以上ある65歳以上の方の利用者負担割合が2割に変更されます。

一定以上の所得がある方の利用者負担が変わります

平成 27 年  
8 月から

平成 27 年 7 月までの負担限度額

一般	37,200 円 (世帯)	→	現役並み所得相当 <b>44,400 円</b>
		→	一般 <b>37,200 円</b>
住民税非課税 世帯など	24,600 円 (世帯)		
年金収入 80 万円以下など	15,000 円 (個人)	→	据え置き
生活保護 受給者など	15,000 円 (世帯個人)		

平成 27 年 8 月  
からの限度額

1 カ月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。その限度額のうち、医療保険の現役並み所得に相当する方について、月額 3 万 7 200 円から 4 万 4 400 円に引き上げられます。

**高額介護サービス費の  
限度額の一部が変わります**

平成 27 年  
8 月から

● 65 歳以上の介護保険料（基準額）

これまで **年額 48,000 円** (月額 4,000 円)  
↓ (平成 24 ~ 26 年度)

これから **年額 62,400 円** (月額 5,200 円)  
(平成 27 ~ 29 年度)

※参考：熊本県平均 68,208 円 (月額 5,684 円)

● 段階別に見る保険料率と保険料

段階	保険料率	年額
第 1 段階	基準額 × 0.5	31,200 円
	平成 27 年度から (0.45)	28,080 円
	平成 29 年度から (0.3)	18,720 円
第 2 段階	基準額 × 0.75	46,800 円
	平成 29 年度から (0.5)	31,200 円
第 3 段階	基準額 × 0.75	46,800 円
	平成 29 年度から (0.7)	43,680 円
第 4 段階	基準額 × 0.9	56,160 円
※ 第 5 段階(基準額)	基準額 × 1.0	62,400 円
第 6 段階	基準額 × 1.2	74,880 円
第 7 段階	基準額 × 1.3	81,120 円
第 8 段階	基準額 × 1.5	93,600 円
第 9 段階	基準額 × 1.7	106,080 円

※対象：本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円超の人

※ ( ) 内の保険料率は予定です。

介護保険は、公費（国や市の負担金）と 40 歳以上の皆さんが納める保険料を財源に運営しています。介護保険料は 3 年ごとに見直され、平成 27 年 4 月から介護保険料の負担割合が、65 歳以上の人は 22% に、40 歳から 64 歳の人は 28% に変わりました。現在の 6 段階から 9 段階へ段階を複数設けることで、低所得者の負担軽減を図りつつ、所得に応じた保険料設定を行いました。

**介護保険料が変わります**

平成 27 年  
4 月から

■平成 27 ~ 29 年度の財源割合

